

【資料4】

滋賀県原子力安全対策連絡協議会
滋賀県総合政策部防災危機管理局原子力防災室

滋 防 危 第 6 2 6 号
平成29年（2017年）4月11日

各市町原子力防災担当部局長 様

滋賀県総合政策部防災危機管理局長
(公 印 省 略)

美浜発電所および敦賀発電所に係る原子力安全協定の改定について

平素から本県の原子力防災の推進に御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。
さて、美浜発電所1、2号機および敦賀発電所1号機については、国の廃止措置計画認可を受けた後、廃止措置が開始されます。廃止措置に当たり、県民の安全安心の確保を図るため、滋賀県代表者会議（県、長浜市および高島市）において関西電力株式会社および日本原子力発電株式会社と協議を行い、各発電所に係る原子力安全協定について所要の改定を行いましたので、お知らせします。

記

1 改定対象となる協定

協定書名	締結者
美浜発電所に係る安全確保等に関する協定書	滋賀県、高島市、関西電力株式会社
美浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書	長浜市、関西電力株式会社
敦賀発電所に係る安全確保等に関する協定書	滋賀県、長浜市、高島市、日本原子力発電株式会社

改定後の協定書については、当局原子力防災室ホームページ（URL：<http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/20130405kyotei/20130405kyotei.html>）に掲載しています。

2 改定時期

平成29年3月22日

原子力安全協定（美浜発電所および敦賀発電所）の改定について

■ 基本的考え方

県が既に締結している「ふげん協定」（H25.4）には廃炉に関する項目が盛り込まれており、この協定と同様の内容となるよう改定を行う。

■ 美浜協定および敦賀協定改定の必要性

美浜 1、2号機および敦賀 1号機については、平成 27 年 4 月 27 日に運転を終了し、今後、国の認可を受けたのち、廃止措置が開始される。

廃止措置に当たっては、使用済燃料の搬出、原子炉本体等の解体、撤去が行われることから、廃止措置の状況等について情報を迅速に把握し、県民の安全安心を確保するため、安全協定について所要の改定を行う。

■ 改定の経緯

平成 29 年 2 月 27 日

- ・関西電力株式会社および日本原子力発電株式会社から、協定改定案提示

3 月上～中旬

- ・県、長浜市および高島市において、改定案に係る内部協議、決裁

3 月 16 日

- ・原子力安全協定締結に向けた滋賀県代表者会議において、安全協定改定案について合意

3 月 22 日

- ・原子力事業者が、知事に対し、安全協定を改定することについて報告